

医療と介護の連携マニュアルQ&A

(平成27年1月24日現在)

Q1 マニュアルの開始はいつからですか。

A1 平成 27 年 2 月 1 日から開始いたします。

Q2 生活情報共有シートは誰が作成するのですか。

A2 訪問診療の利用者は医師または医師の指示を受けた者。訪問看護の利用者は訪問看護師。介護サービス利用者は介護支援専門員等に作成をお願いします。

Q3 生活情報共有シートはいつ作成するのですか。

A3 医療・介護サービスを受けている者全員について、2 月 1 日以降作成願います。特に、救急搬送等が予測される者については速やかに作成し、搬送される者と一緒に医療機関に提供願います。搬送と一緒に医療機関へ提供ができなかった場合は、出来るだけ速やかに作成し医療機関へ提供願います。

Q4 生活情報共有シートはどこに保管すればよいのですか。

A4 在宅者(就寝場所が自宅)は電話の側等に、介護施設等入所者は施設でご検討願います。

Q5 医療と介護の連携マニュアルの様式が欲しいのですが。

A5 「医療と介護の連携マニュアル」、「生活情報共有シート」、「退院情報提供シート」は一関市ホームページ内の「一関市医療と介護の連携連絡会のページに掲載しております。検索サイト(Yahoo、Google など)から「一関市医療と介護の連携連絡会」と入力の上検索しご利用願います。また、健康づくり課(21-2160)までご連絡いただければ送付等させていただきます。

Q6 病棟の看護師長や担当看護師などを窓口として連携を図り、担当医との面談の手順等を確認することが必要です。となっているが、実際にそれで良いのか？相談室のある病院は相談室を通したほうが良いのではないのか？業務で忙しいと思われるので。………… マニュアル P1

A6 「医療相談室、病棟等の看護師長や担当看護師などを窓口として連携を図り、担当医との面談の手順等を確認することが必要です。」に訂正いたします。

Q7 西城病院・ひがしやま病院に医療相談室はありましたか？

………… マニュアル P2

A7 西城病院・ひがしやま病院は医療相談機能を有しておりますので医療相談室と記載させていただいております。病院へのお問い合わせの場合も医療相談室とお話しいます。なお、医療相談室の記載につきましては病院の承諾も頂いております。

Q8 生活情報共有シートをどういふふうを利用するかが問題だと思う。

介護情報 介護者の状況⇒独居がない。自由記載のほうが良いのでは？

サービス利用状況⇒訪問入浴がない。

生活情報 日常生活自立度(障害・認知症)の項目もほしいのではないか？

A8 患者・介護サービス等利用者の一日も早い疾病の治癒、QOL(quality of life)の向上を図るための多職種連携(顔の見える関係)の一つのツールとして利用願います。

また、生活情報共有シートの項目につきましては適時修正させていただきますので、今後ともご意見等をお寄せ願います。